

稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金実施要領

(通則)

第1条 稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号。以下「交付規則」という。）および交流文化庁観光誘客課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、福井県観光開発プロジェクトにおける旅行会社等からの助言に基づき、地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成や観光施設の磨き上げなど、観光客の受入環境整備への支援を行うことにより、観光開発プロジェクト等における旅行商品造成を促進し、稼ぐ観光地づくりを進めることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

(1) 宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体

(2) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体

(3) 規約、会則等が整備されていない団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表2に定める事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表3に定める経費とする。

(補助率および補助限度額)

第6条 補助率および補助限度額は、別表4に定める額とする。ただし、補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(財産の処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数の期間を経過している場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) 交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているとき。

(4) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を処分したとき。

(補助対象事業の経理)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月13日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1
補助事業者

項目	補助対象者
ソフト事業	<p>次の各号のいずれかに該当する団体</p> <p>(1) 市町</p> <p>(2) 複数市町およびその地域の観光団体や交通事業者等が参画する団体</p> <p>(3) その他知事が適当と認める団体</p>
ハード事業	市町

別表 2
補助対象事業

項目	補助対象事業
ソフト事業	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 旅行会社等からの助言に基づいた事業</p> <p>(2) 体験メニュー、アクティビティ等の開発および観光素材の磨き上げを行うもので、観光地の魅力を向上させ、誘客促進や滞在時間の延長、観光消費額の増加が見込まれる事業</p> <p>(3) 新規に実施する事業、または既の実施した事業を拡充し実施する事業で、次年度以降も継続的に実施するもの</p>
ハード事業	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 旅行会社等からの助言に基づいた事業</p> <p>(2) 既存観光施設や設備の改修、備品の追加・更新を行うもので、観光施設の魅力や利便性を向上させ、誘客促進や滞在時間の延長、観光消費額の増加に効果が見込まれる事業</p> <p>(3) 次年度以降も継続的に利用するもの</p>

別表 3

補助対象経費

(ソフト事業)

区分	科目	補助対象経費
直接経費	人件費	アドバイザー等への謝礼、アルバイト賃金等
	旅費	アドバイザー等への旅費
	需用費	消耗品、印刷製本費 等
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料 等
	委託費	事業の一部を委託する経費
	使用料および賃借料	会場使用料、機械器具類賃借料 等
	備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入経費等
	負担金	事業実施にあたり必要となる負担金
補助費	負担金、補助金	事業実施にあたり必要となる負担金、補助金
知事が特に必要があると認めるもの		

備考

- 1 直接経費、補助費の配分が20%以上変更となる場合は補助事業計画の変更を行うこと。
- 2 次に該当する経費は、原則として補助対象外とする。
 - ①報酬や給料等の人件費、公債費、食糧費、敷金、保証金、公租公課、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と判断する経費
 - ②事業者における経常的な維持管理にかかる経費
 - ③施設利用料金や運賃の割引経費、クーポン等の割引原資、参加者への粗品進呈経費、施設の維持管理に要する経費
 - ④実施主体の飲食費
 - ⑤その他、稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金の用途として適当と認められない経費
- 3 補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等によってはその経費の一部または全額を補助対象としない場合がある。
- 4 国および県の他の補助事業の対象となる事業については、補助対象外とする。

(ハード事業)

科目	補助対象経費
工事請負費	施設整備にかかる工事費（改修、移転、除去）
委託費	測量設計・監理等の業務委託料
使用料および賃借料	工事にかかる土地等の使用料・賃貸料
需用費	消耗品 等
備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入経費 等
固定資産購入費	固定資産の購入費
補償金	施設整備により損失を受けるものに対する補償金
補助金	施設整備にかかる補助金
知事が特に必要があると認めるもの	

備考

- 1 ハード事業の補助金を活用する市町においては、ソフト事業の補助金の活用を必須とする。

- 2 報酬や給与等の人件費、交際費、食糧費、敷金、補償金、公租公課、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と判断する経費は原則として補助対象外とする。
- 3 備品購入費は、観光客の利用に供するものを基本として、知事が特に必要と認めるものとする。
- 4 施設等の新規整備事業は補助対象外とする。
- 5 国および県の他の補助事業の対象となる事業については、補助対象外とする。

別表 4

補助率および補助限度額

区分	補助率	補助限度額
ソフト事業	補助対象経費の 2分の1以内	3,000千円/件
ハード事業	補助対象経費の 2分の1以内	10,000千円/件

※ 算出した補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。